

令和4年度第2回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日 時：令和4年11月16日（水） 11時20分

場 所：ときわ会館5階 大ホール

1 開 会	石川会長職務代理者より開会宣言。
2 会 長 挨 拶	西形会長挨拶。 (さいたま市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となる。)
3 総会成立の報告	議長が、農業委員21名中、高崎定一委員が所用により欠席、本日の出席委員は20名、本定期総会は有効に成立している旨を報告。
4 議事録署名委員の指名	議長が、議席番号16番 高松佳子委員、議席番号17番 西澤初男委員を議事録署名委員に指名。
5 議 事	議案第9号 さいたま市農地利用最適化推進委員の再募集について、事務局より説明。 (質疑応答) なし (採決) 議案第9号 さいたま市農地利用最適化推進委員の再募集について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。
6 報 告 事 項	報告事項(1) 行政不服審査法の規定に基づく審査請求について、事務局より説明。 (質疑応答) (浅子委員) 審査請求書に記載の「審査請求の理由」について、補足説明してほしい。 (事務局) 審査請求書の記載以上の内容は、現段階で事務局は承知していない。 (小林委員) この審査請求書が提出されたことに対して、私たち農業委員は何をすればいいのか。 (事務局) 審査請求書の審査においては、まず法に定める要件を具備する記載があるか、また「趣旨」の部分から審査請求人に何らかの不利益があるか、審査請求の権利があるかどうかを読み取っていく。 もし審査請求書に不備があった場合、補正命令について農業委員会で審議、議決をしていただき、補正命令書を審査請求人に送付する。審査請求人は、審査請求書に加筆等を行い、農業委員会に提出する。 次に、審査請求書に対する弁明書について農業委員会で審議、議決をしていただき、弁明書を審査請求人に送付する。審査請求人は、弁明書に対し反論がある場合、反論書を農業委員会に提出する。この間、農業委員会は審査請求人に口頭意見陳述の機会を設けることができる。審査請求人が主張を立証するための証

	<p>拠書類を提出する権利も、法律上付与されている。</p> <p>このように弁明書と反論書のやりとりを繰り返す中で、最終的に、農業委員会が、自ら行った処分の決定について裁決の議決をしていただく。裁決書を審査請求人に送付することをもって審理が終結する。</p> <p>(浅子委員) 行政不服審査に対する回答は、農業委員会として出すのか。総会に諮って回答することになるのか。</p> <p>(事務局) 農業委員会として、総会の議決を経て承認をいただく。</p> <p>(高松委員) たぶん素朴な感覚として、「農業委員会が行った処分について、農業委員会が審査するのか」といった違和感があるものと思われる。</p> <p>農業委員会に関しては、その組織が優れた識見を有する委員等で構成されている合議体であるということで、行政不服審査の請求については農業委員会自身が判断をしていくという法制度になっているものである。</p> <p>7 その他 (事務局) なし</p> <p>8 閉 会 関口会長職務代理者より閉会を宣言。</p>
--	---